

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎市長 伊藤康志

市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	田尻地域 (元町、新町、通木二区、大嶺三区、諏訪峠、田町、仲町、河岸前、横町、荒町、牧の目、通木一区、大嶺一区、大嶺二区、八幡、北小松、南小松、沼木、中の目、上高野、百塚、峯崎、沼部、貝の堀上、若林、葉山、下高野、富岡、桜田、谷地中、北小塩、木戸、木戸北山、貝の堀下、中南小塩、百々、荒町、大沢、北小牛田上、北小牛田下、上北山、曲田、鹿飼、北又、上南、新田の目、宿、長根、舞岳、中沢目、伸崩、小沢、長沢、北長根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大崎市田尻地域は、ラムサール条約湿地である蕪栗沼や周辺水田の冬季湛水管理等、自然環境と調和が図られている地域である。

- ・担い手の確保や農地の集積は取り組まれているが、担い手の高齢化に伴い、若手の担い手確保が課題。
- ・集落営農の法人化が進まず、運営自体が困難な組織も散見されており、早期の対策が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:1,203人、団体(法人・集落営農組織)46経営体、個人(認定農業者・認定新規就農者)155経営体

主な作物:水稻、麦、大豆、飼料作物(飼料用米等)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・冬水たんぼ等により環境保全型農業に取り組んでおり、畜産農家もあることから耕畜連携によって地域農業の発展を目指す。

- ・集落営農組織の法人化を図るとともに、新規就農者の確保も進めていく。
- ・経営コストの削減や高収益作物導入による複合化によって農業収入の安定を図り、高付加価値化のための世界農業遺産ブランド認証への取り組みも推進する。

【地域の主要作物等の取組】

- ①水稻については、本地域の主力品種である「ひとめぼれ」、「ササニシキ」、「つや姫」を中心に実需者のニーズに応じた「売れる品種」の栽培を推進するため、環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とする。
- ②麦・大豆については、経営所得安定対策加入者による集積のさらなる推進を図るとともに、「栽培こよみ」に基づいた栽培管理、栽培履歴記帳を徹底する。
- ③飼料作物については、生産振興に係る担い手農業者及び組織による「高収量、高品質飼料作物」の生産を図り、畜産経営の安定を図る。
- ④園芸作物については、産直に認証栽培を組み合わせた安全・安心な野菜・果樹・花きの生産を推進する。
- ⑤備蓄米・加工用米・新規需要米については、食料自給力・自給率の向上と水田の不作付地解消対策にもつながるため、需要に応じた生産拡大の取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,718 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,635 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業や農地売買支援事業を活用し、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の平場において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が実施されており、全10地区中6地区が完了し、4地区が継続中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者等を担い手として育成していくため、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率が期待できる防除作業は、JA主体の田尻地域農作物病害虫防除協議会の無人ヘリコプターを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とし、エコファーマーの育成を行い、慣行栽培から減農薬・減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。				
⑦多面的機能支払交付金を活用しながら、地域を挙げて農地保全を目指す。				
⑨集積化から団地化への移行を進めながら良質な飼料作物生産及び供給を推進し、家畜排せつ由来堆肥は地域内生産者の消費を進める。				